

議案第8号関連資料

明石市立総合福祉センター条例の改正及び施設の運営方針について

総合福祉センター西隣で建設を進めている、新たな支援・交流施設について、条例改正の概要及び施設の運営方針について、下記のとおり説明いたします。

1 改正の目的

本市が掲げる「やさしいまちづくり」や「共生社会ホストタウン」の発信拠点として新たに設置する明石市立総合福祉センター新館（以下「新館」という。）について、位置及び名称並びに使用料その他施設の管理に関する事項を定めるため、条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

次に掲げる事項について規定する。

(1)新館の設置目的及び実施する事業（第1条、3条関係）

共生の社会づくりの推進に寄与するため、関連する事業を実施する。

(2)新館の位置及び名称（第2条関係）

位置 明石市貴崎1丁目5番46号

名称 明石市立総合福祉センター新館

(3)新館の施設を使用できる者の範囲（第6条関係）

市内で共生の社会づくりの推進に関する事業を行う個人又は団体。

ただし、市長が運営上支障がないと認めるときは、その他の者に多目的ホール及び新館会議室を使用させることができる。

(4)新館の施設の使用料（第8条、別表第1関係）

前号本文に規定する者が新館の施設を使用する場合は、無料とする。

前号ただし書に規定する者が多目的ホール及び新館会議室を使用する場合は、使用料は、次のとおりとする。

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時半から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
多目的ホール	1,000	1,300	1,100	2,200	2,300	3,300
新館会議室	500	700	600	1,100	1,200	1,700

(5)その他施設の管理に関する事項、文言の整理等

3 施行期日

2019年(平成31年)4月1日

4 運営について

本館との一体的運用を図るため、運営を明石市社会福祉協議会に業務を委託し、次に掲げる事業を実施する予定とする。

(1)各種障害者スポーツの体験イベント等の実施

(2)「食」を通して気づきと支え合いを育む『みんな食堂』の実施

(3)障害者を雇用し、交流スペースにおいて喫茶軽食類を提供

(4)センター利用者に対する啓発展示、障害者等の作品展示等の実施

(5)様々な福祉的課題に対する講演や研修会等の実施

(6)地域福祉の担い手となるボランティアへの活動支援の実施